

福山市立大学教育振興会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、福山市立大学教育振興会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、福山市立大学事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、本学学生の有意義で充実した学生活動を側面から支援するとともに、本学の教育方針に協力し、教育研究活動等に必要な援助を行い、本学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生の課外活動の支援に関する事業
- (2) 学生の福利厚生に関する事業
- (3) 学生の就職活動等の支援に関する事業
- (4) 教育・研究活動等の充実に関する事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の者を会員として組織する。

- (1) 正会員 本学に在籍する学部生の保護者又はこれに相当する者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者で会長が認める者

第4章 役員

(役員等)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

(役員の任期等)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 本会に、書記を若干名置くことができる。

(役員等の選出等)

第8条 役員は、次に掲げる者を持って組織する。

(1) 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

(2) 会長及び副会長は、理事の互選とする。

(3) 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(4) 書記は、会長が学長の承認を経て本学職員に委嘱することができる。

(役員等の職務)

第9条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、会務の重要な事項について、役員会において審議する。

4 監事は、会務の会計を監査する。

5 書記は、会長の命を受けて、庶務及び会計事務を処理する。

第5章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会長は、毎年度初めに定例総会を、また役員の過半数の要求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

4 総会では、次のことを審議し、決定する。

(1) 役員を選出

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 会則の変更

(5) その他、役員会が必要と認めた事項

5 会議の議長は、会長とする。

6 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 総会に欠席する会員は、会長又は他の会員に、また、役員会に欠席する役員は会長又は他の役員に、それぞれ議決権を委任することができる。

8 役員会は、第6条に掲げる者を持って構成し、総会の決定に従って本会を運営するための事項を審議し、決定する。

第6章 会計

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。

(会費等)

第12条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費は、5万円とし、入学時に納入する。ただし、編・転入による正会員の会費は、3万円とし、入学時に納入する。

(2) 賛助会員の会費は、年5千円とし、毎年4月に納入する。

(3) 既に納入された会費は、還付しない。

(雑則)

第13条 会長は、この会則を実施するに必要なことを役員会の議を経て別定めることができる。ただし、役員会での決定事項は、次期総会に報告しなければならない。

附則

この会則は、平成23年4月4日から施行する。

附則

この会則は、平成27年4月4日から施行する。

附則

この会則は、平成30年4月4日から施行する。